令和2年度

枚方市包括外部監査結果報告書 【概要版】

(補助金等に係る財務事務の執行について)

令和2年12月

枚方市包括外部監查人公認会計士 石崎 一登

<u>目 次</u>

| 第1 包括外部監査の概要 | . 1 |
|--------------------------------|-----|
| 1. 外部監査の種類 | . 1 |
| 2. 選定した特定の事件 (テーマ) | |
| 3. 特定の事件 (テーマ) を選定した理由 | |
| 4. 監査対象年度 | |
| 5. 監査の方法 | |
| 6. 監査対象部署 | . 4 |
| 7. 監査の実施期間 | . 4 |
| 8. 補助者 | . 4 |
| 9. 利害関係 | . 4 |
| 第2 監査対象の概要 | |
| 1. 「負担金補助及び交付金」の概要 | . 5 |
| (1) 負担金の概要 | . 5 |
| (2) 補助金の概要 | . 5 |
| (3) 交付金の概要 | . 5 |
| (4) 負担金、補助金及び交付金の違い | . 5 |
| 2. 枚方市における「負担金補助及び交付金」の支出状況 | . 6 |
| (1) 「負担金補助及び交付金」の年次推移 | . 6 |
| (2) 「負担金補助及び交付金」の決算額の款別内訳 | . 7 |
| 3. 枚方市における補助金等の見直しに向けた取組 | . 8 |
| (1) 枚方市新行政改革実施プラン | . 8 |
| (2) 補助金の見直しに関する方針 | . 9 |
| 4. 監査対象とした補助金・負担金 | 11 |
| 第3 監査の結果及び意見 | 13 |
| 1. 監査の結果及び意見の総括 | 13 |
| 2. 監査の結果及び意見の概要 | 14 |
| (1) 補助金に係る個別の監査の結果及び意見 | |
| 並びに負担金に係る調査を踏まえた総括意見 | 14 |
| (2) 市長公室 市民活動課 | |
| (3) 観光にぎわい部 農業振興課 | |
| (4) 観光にぎわい部 スポーツ振興課 | |
| (5) 健康福祉部 健康福祉総務課 | |
| (6) 健康福祉部 地域健康福祉室(長寿・介護保険担当) | |
| (7) 健康福祉部 地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当) | |
| (8) 健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当) | |
| (9) 都市整備部 住宅まちづくり課 | |
| (10) 都市整備部 連続立体交差推進室 | |
| (11) 土木部 交通対策課 | 37 |
| (12) 上下水道経営部 営業料金課 | |
| (13) 教育委員会 総合教育部 学校安全課 | |
| (14) 教育委員会 学校教育部 教育支援推進室 | 40 |

(注:本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、枚方市が公表している資料、又は、 所管課(室)から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、 これら以外の資料を出所とするものや包括外部監査人が作成したものにつ いては、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【**監査の結果**】と【**意見**】に分けて記載している。

【監査の結果】は、今後、枚方市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、枚方市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

4. 用語について

本報告書における各補助金の名称については、原則として、枚方市のホームページに掲載された「補助金一覧(令和元年度)」によっており、正式名称と異なる場合がある。「要綱」、「要項」、「要領」という用語については、それぞれの補助金に係る「要綱」等を意味するものとする。したがって、特に文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として「要綱」等の正式名称は記載していない。また、文中では、原則として、所管課(室)の正式名称は使用せず、単に「所管課」と記載している。

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

補助金等に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

補助金は、地方公共団体が、特定の事業等を助成、奨励するために、公益上 必要があると認めた場合に対価なく支出する給付金であり、その執行にあた っては高い透明性を確保し、費用対効果などの説明責任を果たすことが求め られる。

また、枚方市における令和元年度の一般会計歳出決算額 135,607 百万円の うち、「負担金補助及び交付金」は 14.8%を占める 20,125 百万円となってお り、重要な歳出項目といえる。

枚方市では、平成28年3月に策定した「枚方市新行政改革実施プラン」のもと、同年9月に策定した「補助金の見直しに関する方針」に基づき、補助金等交付部署だけでなく、行政改革実施本部会議における検討など、見直しに向けた全庁的な取組を行ってきた。そして、令和2年3月には、「枚方市新行政改革実施プラン」の後継として、「行財政改革プラン 2020」を策定し、「新たな改革ステージ」にチャレンジすることとしている。

このような状況のもと、包括外部監査において、補助金等に係る財務事務の執行について、枚方市補助金等交付規則等に準拠して適正に行われているかはもとより、補助金の公益性、必要性などについて、第三者の立場から検証することは、今後の「行財政改革プラン 2020」の着実な推進のためにも有用であると判断し、特定の事件(監査テーマ)として選定した。

4. 監查対象年度

原則として、令和元年度

(必要に応じて平成30年度以前の各年度及び令和2年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

① 監査要点

本年度の包括外部監査における監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

・公益性:公益上必要なものが補助の対象となっているか。

・合規性:補助金の申請、決定、交付等の手続きは規則等に定める手続きに 沿って行われているか。

・経済性・効率性:補助金の算定方法や交付時期が合理的な基準によって明確 に定められているか。

・有効性:補助事業の実績報告が適切に行われているか。また、その確認結果

に基づいて、被補助者への指導・監督が適切に行われているか。

さらに、補助事業の効果測定が適切に行われているか。

② 監査手続

「①**監査要点**」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した監査 手続は、以下のとおりである。

• 監査要点:公益性

- 1. 補助金交付要綱等の内容を確認する
- ① |補助金の交付目的は明確に規定されているか
- ②|被補助者は明確に規定されているか
- ③ |補助対象事業の内容は明確に規定されているか
- ④ | 補助対象経費は明確に規定されているか
- 2. 補助目的が公益性に寄与するものか確認する
- 3. 補助対象事業は補助目的を達成するために必要な内容か確認する
- ① | 補助金交付以外に支援していることはないか(人的支援、場所の提供等)
- ②|補助制度創設時の前提条件が変化していないか
- ③ 想定どおりの利用件数、金額があるか (予算と実績の比較(件数及び金額))
- ④ 従来からある補助金の内容が実質的に変わっていないにもかかわらず、 名称のみ変更している補助金がないか
- ⑤ 補助対象事業に複数の取組が含まれている場合、個々の取組について、 補助対象としての妥当性が検討されているか
- 4. 委託の性格がある事業(事業の実施主体が実質的に枚方市と考えられる事業)が、補助として取り扱われていないか(補助と委託の区分の明確化)

- 5. 補助金額は補助対象事業を実施する上で適正な金額か、また、支出内容は、補助対象事業を実施する上で必要なものか確認する
- 6. 補助金の交付が特定の団体に限定されていないか。限定されている場合、明確な理由はあるか確認する

· 監査要点: 合規性

- 1. 補助金の申請、決定、交付等の手続きが定められた手順によっているか確認する
- ① 必要な書類はすべて徴取され、定められた審査、確認が行われた上で交付決定されているか
- ② 被補助者から徴取した書類、所管課における審査文書、交付書類の写しは適切に保存されているか
- ③ | 実績報告の際に領収書又は領収書に代わるものの提出を受けているか
- 2. 再補助や再補助に類する分配行為が行われていることはないか

監査要点:経済性・効率性

- 1. 補助金額の算定方法及び交付時期の妥当性について確認する
- ① |補助金額の算定方法は妥当か
- ② |補助金額が要綱等に定める方法によって計算されているか
- ③ 補助金の審査手続きの簡略化や審査期間の短縮化に努めているか

· 監査要点:有効性

- 1. 補助事業の実績報告が適切に行われているか確認する
- ① | 補助事業の実施状況の確認は、定められた手順で実施されているか
- ② | 実績報告は要綱、交付申請書等と整合しているか
- ③ | 実績報告の提出時期は妥当か
- ④ 補助金により取得した財産の維持・管理・処分についての定めがあるか、また、その定めに従った取扱いが実施されているか
- 2. 被補助者への指導・監督が適切に行われているか確認する
- ① | 実績報告、収支報告の審査が適切に行われているか
- ② 補助金の使用状況は適切か
- ③ 被補助者独自の収入と混同されていないか
- ④ 補助事業の収支報告において多額の繰越金が発生していないか
- 3. 補助事業の効果測定が適切に行われているか確認する
- ① | 補助事業に適切な成果指標を設定しているか
- ② 成果指標や実績等に基づき、補助事業の必要性を検証しているか

6. 監査対象部署

補助金等交付部署を対象とした。

7. 監査の実施期間

令和2年6月10日から令和2年12月24日まで

8. 補助者

公認会計士 金 志煥

弁 護 士 田端 聡

公認会計士 道幸尚志

公認会計士 中川美雪

公認会計士 野田敏男

弁 護 士 福岡智彦

公認会計士 脇山侑典

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 「負担金補助及び交付金」の概要

本年度の包括外部監査における検証の対象は、歳出予算に係る節の区分に おいて「19 負担金補助及び交付金」から執行される支出額が該当する。

「19 負担金補助及び交付金」は、文字どおり、負担金、補助金及び交付金の3つの細節から構成されており、それぞれの内容は以下のとおりである。

(1) 負担金の概要

負担金とは、法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等に対して負担しなければならない経費である。例えば、国直轄事業の負担金、大阪府の土木建設事業の負担金のように法令上の支出義務のあるものと、市長会、議長会、その他各種協議会又は講習会、研修会等に対するものや枚方市が共催する事業等に対する任意負担金がある。

(2) 補助金の概要

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。すなわち、補助金とは、事業、研究の育成等、公益上の必要性があると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。

本来、枚方市が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国 や大阪府の施策に基づき、国、大阪府からの補助を受けて枚方市が間接的に補 助をする場合もある。

(3) 交付金の概要

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して、枚方市の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものであり、委託料が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は専ら報償として一方的に交付される点で異なる。

(4) 負担金、補助金及び交付金の違い

補助金は公益上の必要性があると認めた場合に自発的に支出するものであり、枚方市に支出の義務はないのに対し、負担金は法令、契約等に基づいて支出が義務となっているものである。

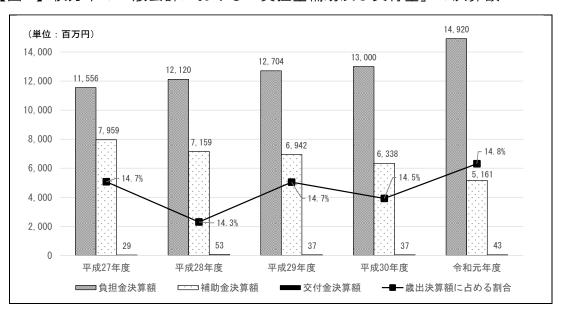
また、補助金の場合は、事業の実施主体は補助金の交付先の団体であるのに対し、交付金は、本来の事業の実施主体は枚方市であるが、何らかの事情で事務を委託している場合に支出するものである。

2. 枚方市における「負担金補助及び交付金」の支出状況

(1) 「負担金補助及び交付金」の年次推移

過去 5 年間の枚方市の一般会計における「負担金補助及び交付金」の決算額の推移は、【図1】のとおりである。

【図1】枚方市の一般会計における「負担金補助及び交付金」の決算額



負担金の決算額をみると、民生費、衛生費、土木費及び消防費において増加傾向にあり、平成27年度の11,556百万円から令和元年度には14,920百万円に増加している。

一方、補助金の決算額をみると、民生費及び土木費において減少傾向にあり、 平成27年度の7,959千円から令和元年度には5,161百万円に減少している。

一般会計の歳出決算額に占める「負担金補助及び交付金」の割合については、 概ね14.5%前後で推移している。

(2) 「負担金補助及び交付金」の決算額の款別内訳

令和元年度の「負担金補助及び交付金」の決算額について、款別の内訳を示すと、【表 1】のとおりである。

【表 1】「負担金補助及び交付金」の決算額の款別内訳(令和元年度)

| 区分 | 款 | 金額(百万円) | 割合 (%) |
|-----|-------|---------|--------|
| 負担金 | 議会費 | 1 | 0.0 |
| | 総務費 | 167 | 1. 1 |
| | 民生費 | 4, 051 | 27. 2 |
| | 衛生費 | 2, 028 | 13. 6 |
| | 農林水産費 | 8 | 0.1 |
| | 商工費 | 12 | 0. 1 |
| | 土木費 | 3, 440 | 23. 1 |
| | 消防費 | 5, 162 | 34. 6 |
| | 教育費 | 47 | 0.3 |
| | 合計 | 14, 920 | 100.0 |
| 補助金 | 総務費 | 154 | 3.0 |
| | 民生費 | 2, 877 | 55. 8 |
| | 衛生費 | 140 | 2. 7 |
| | 農林水産費 | 44 | 0.9 |
| | 商工費 | 43 | 0.9 |
| | 土木費 | 1, 412 | 27. 4 |
| | 消防費 | 228 | 4.4 |
| | 教育費 | 259 | 5. 0 |
| | 合計 | 5, 161 | 100.0 |
| 交付金 | 議会費 | 17 | 40.8 |
| | 総務費 | 12 | 28. 2 |
| | 衛生費 | 13 | 31. 0 |
| | 合計 | 43 | 100.0 |
| 総 | 計 | 20, 125 | |

負担金については、枚方寝屋川消防組合に対する負担金 4,316,330 千円が 含まれている消防費が最も多額となっており、次いで、民生費、土木費が多額 となっている。

補助金については、子ども・子育て支援事業補助金1,361,114千円が含まれている民生費が最も多額となっており、次いで、土木費が多額となっている。

また、交付金については、政務活動費 17,732 千円が計上されている議会費 が最も多額となっている。

3. 枚方市における補助金等の見直しに向けた取組

(1) 枚方市新行政改革実施プラン

今後の社会状況の変化や市民ニーズに的確に対応していくとともに、都市基盤整備や子育て支援・学校教育の充実をはじめ「新しい枚方の創造」に向けた施策を展開していくためには、より健全な行財政運営を進めていく必要があることから、自主財源の確保や事務事業等の見直しなど、平成28年度から令和元年度までの4か年に取り組む行政改革の具体的な計画として、平成28年3月、「枚方市新行政改革実施プラン」(以下「プラン」という。)が策定された。

プランにおいては、次の 4 つの改革を柱として行政改革の取組を進めることとしている。

- (1) 自主財源の確保と受益者負担の適正化
- (2) 事務事業等の見直し・最適化
- (3) 行政の役割と責任を踏まえた効率的・効果的な行政運営
- (4) スリムで機動力を持った組織体制の確立

補助金等の見直しについては、上記の「(2)事務事業等の見直し・最適化」に関連しており、具体的な取組課題として、下記のとおり記載されている。

No. 12 事務事業・補助金の見直し

効率的・効果的な行政運営を図るため、全ての事務事業・補助金について、 公益性、必要性、公平性等の観点から検証を行い、そのあり方や方向性を決 定する仕組みを構築し、さらなる見直しを進める。また、補助金については、 サンセット方式を導入するなど、定期的に検証・見直しを行う仕組みを構築 する。

(注)下線は監査人が追加。

(2) 補助金の見直しに関する方針

プランを受けて、補助事業においても費用対効果を意識するとともに、行政の担う役割を明確にし、より一層の適正化・最適化を図ることが重要であることから、平成28年9月、「補助金の見直しに関する方針」(以下「見直し方針」という。)が策定され、補助金の見直しを実施するものとしている。

見直し方針に掲げられた見直しの基本方針は、次の3つである。

(1) サンセット方式の導入と定期的な見直し

全ての補助金についてサンセット方式を導入し、終期にあわせて制度の継続可否を含めた補助金の見直しを定期的に実施する。

なお、終期の設定は3年とする。ただし、他の法令等で終期が定められている場合はそれによるものとする。

※サンセット方式:補助制度等について、あらかじめ制度の終期を 条例や規則、要綱等で明示しておくことをいう。

(2) 補助金の検証と透明性の確保

各補助金の目的、効果、交付対象、補助対象経費、補助率、補助額等について検証し、より適正な制度となるよう見直す。また、本市の補助金制度の透明性を確保するため、積極的に市ホームページ等で公表を行う。

(3) 的確なニーズ把握や効果測定の実施

補助金交付の費用対効果が最大となるよう、的確なニーズ把握や効果測定を行い、より効果的な補助金への転換を図る。

また、見直し方針の対象は、予算科目(細節)において「補助金」として支出している全補助金であり、負担金や交付金は含まれない。ただし、「補助金」であっても、法令で義務づけられているなど枚方市の裁量が及ばない補助金や繰出金としての性質を有する企業会計への補助金、概ね3年以内で終了する単発の補助金については対象外とされている。

具体的な見直しの実施にあたっては、以下の「①補助金交付の基本的な視点」と「②補助金性質分類別の視点」の 2 つの視点から見直しを進めるものとされている。

| ①補助金亥 | で付の基本的な視点と方向性 |
|-------|------------------------------------|
| 公益性 | 事業目的や内容に、補助を行うに足りる公益性が客観的に認められるか。 |
| | →社会情勢の変化等により公益性が失われた補助金については廃止する。 |
| 必要性 | 現在の社会経済情勢において市民ニーズが高く、真に補助すべき事業である |
| | カ。 |
| | →ニーズ把握の具体的な手法を確保する。 |
| | →すでに当初の目的を果たしている補助金やニーズが低い補助金について |
| | は廃止する。 |
| | →交付申請数が著しく少ない補助金については廃止を検討する。 |
| 有効性 | 交付する補助金が期待する効果をあげているか。 |
| | →補助金交付の効果を測る効果測定の手法を確保する。 |
| | →費用と比較し、期待する効果が得られていない場合は廃止を含めた補助金 |
| | のあり方を検討する。 |
| | →委託や直接執行等など補助金交付と比較し、より効果的な手法がある場合 |
| | は転換を行い、補助金は廃止する。 |
| 公平性 | 受益が偏ることなく、他団体や市民との間で公平性が保たれているか。 |
| | →公平性が確保できていない補助金については、補助交付対象の見直しを行 |
| | う。 |
| 妥当性 | 補助金は、その対象となる経費や補助率、補助金額が妥当なものであるか。 |
| | →原則として全額補助は行わない。 |
| | →補助対象経費や補助率等を明確にし、必要に応じて要綱化等を検討する。 |
| | また、これらの情報は市ホームページ等により積極的に情報公開する。 |

②補助金性質分類別の視点と方向性

| 4.1.1.11.15.00 | District the second second |
|----------------|---|
| 制度的補助 | 法令等に基づき交付する補助金。 |
| | →国、府等で制度が継続実施される限りは本市においても補助金交付 |
| | を実施する。ただし、原則として市単独による上乗せ補助等は行わ |
| | ない。 |
| 団体運営補助 | 団体等の運営のために交付する補助金。 |
| | →原則廃止する。現在交付している団体運営補助金についても、目的 |
| | と用途が明確な事業費補助金へ移行する。 |
| 事業費補助 | 団体等が実施する事業(イベント、建設事業、地域事業含む)に対し |
| | て交付する補助金。 |
| | →市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定し補助金交付を |
| | 行う。また、補助金交付を行うにあたっては、交付団体の財政状況 |
| | 等を勘案し補助金交付の要否を検討する。 |
| その他 | 上記いずれにもあてはまらない補助金(個人に対して給付される補助 |
| | 金など)。 |
| | →社会情勢やニーズに合致しているか、他の類似制度と重複が無いか |
| | などを厳格に見極めたうえで補助金交付を行う。 |

(出所:見直し方針(抜粋))

そして、これら2つの視点をさらに具体化した「補助金チェックシート」を 用いて各補助金の見直しを進めることされており、枚方市のホームページに は、各補助金の「補助金チェックシート」と「補助金チェックシート」の概要 を一覧表形式にまとめた「補助金一覧」が公表されている。

見直し方針が策定された平成 28 年度から継続している補助金については、最初のサンセット期間が平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日となっており、令和元年度においては、多くの補助金について見直しが実施され、「補助金チェックシート」の更新が行われている。

4. 監査対象とした補助金・負担金

本年度は、補助金等に係る財務事務について、横断的に検証することとしたが、過去3年間に包括外部監査の対象となった部署(【表2】参照)については、補助金等を含めた事務について監査が実施されているため、本年度の監査対象からは除外することとした。

【表 2】包括外部監査の監査テーマと監査対象部署

| 年度 | 監査テーマ | 主な監査対象部署 |
|----------|---------------------|-------------|
| 平成 29 年度 | 中核市への移行に伴う移譲事務(衛生に関 | 健康部 (保健所) 等 |
| | する事務を中心として) について | |
| 平成 30 年度 | 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出 | 総合政策部、 |
| | に関する財務事務の執行について | 産業文化部 |
| 令和元年度 | 子ども・子育て支援に関する財務事務の執 | 子ども青少年部 |
| | 行について | |

なお、保健所及び産業文化部については、上記のとおり、過去3年間において包括外部監査の対象となっていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大への対応にあたり業務が繁忙となっていることが想定されることも監査対象から除外した理由である。

その結果、健康部(保健所)、産業文化部(農業振興課を除く。)及び子ども青少年部を除く各所管課のうち、「補助金一覧」に記載された補助金の決算額について、過去2年間において500万円以上のものがある所管課における補助金の執行について、500万円未満の補助金も含めて監査対象とすることとした。

以上により、監査対象とした所管課は、【表 3】のとおりであり、「補助金一覧」において令和元年度以降も継続するとされている補助金 142 件のうち71 件が監査の対象となった。なお、枚方市においては、令和 2 年 4 月の機構改革により、部課名が大幅に変更されており、【表 3】には令和 2 年度の所管課名を記載している。

一方、負担金については、令和元年度決算額が100万円以上のものを対象に各所管課に対するアンケート調査を行うとともに、補助金について監査対象とした所管課において執行されている負担金のうち、アンケート調査の結果、枚方市の裁量の余地があると考えられる2件について、個別に監査対象とすることとした。

【表3】監査対象とした所管課の一覧

(単位:件)

| 部 | 所管課 | 監査対象の件数 | |
|---------|----------------------|---------|-----|
| p) 自 k | | 補助金 | 負担金 |
| 市長公室 | 市民活動課 | 11 | 1 |
| 観光にぎわい部 | 農業振興課 | 10 | 1 |
| | スポーツ振興課 | 7 | 1 |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課 | 8 | 1 |
| | 地域健康福祉室(長寿・介護保険担当) | 6 | _ |
| | 地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当) | 3 | _ |
| | 地域健康福祉室 (障害福祉担当) | 9 | _ |
| 都市整備部 | 住宅まちづくり課 | 7 | I |
| | 連続立体交差推進室 | 1 | - |
| 土木部 | 交通対策課 | 2 | _ |
| 上下水道経営部 | 営業料金課 | 1 | ı |
| 総合教育部 | 学校安全課 | 4 | - |
| 学校教育部 | 教育支援推進室 | 2 | _ |
| | 合 計 | 71 | 2 |

第3 監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は【表 4】 のとおりである。

【表4】監査の結果及び意見の集計

(単位:件)

| 区分 | 監査の結果 | 意見 | 合計 |
|------------------------------|-------|----|----|
| (1) 総括意見 | _ | 13 | 13 |
| (2) 市民活動課 | 2 | 5 | 7 |
| (3) 農業振興課 | 2 | 17 | 19 |
| (4) スポーツ振興課 | 2 | 8 | 10 |
| (5) 健康福祉総務課 | 5 | 8 | 13 |
| (6) 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当) | _ | 5 | 5 |
| (7) 地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当) | _ | 4 | 4 |
| (8) 地域健康福祉室 (障害福祉担当) | 5 | 3 | 8 |
| (9) 住宅まちづくり課 | _ | 1 | 1 |
| (10)連続立体交差推進室 | _ | 1 | 1 |
| (11)交通対策課 | 1 | 4 | 5 |
| (12)営業料金課 | _ | 2 | 2 |
| (13)学校安全課 | 2 | 1 | 3 |
| (14)教育支援推進室 | _ | 2 | 2 |
| 合計 | 19 | 74 | 93 |

2. 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書(本編)を参照されたい。

(1)補助金に係る個別の監査の結果及び意見並びに負担金に係る調査を踏まえた総括意見

補助金のあり方等に関する事項

効果的な補助金の交付について【意見1】

- ○監査の対象とした補助金の中には、利用件数が低調な水準にとどまっているものが見 受けられた。
- ○その要因としては、補助金額に対して補助金申請の手続きに係る作業の負担が重いこと、社会・経済的状況の変化に伴い、補助制度が補助対象者の状況やニーズから乖離したものになったことなどが考えられる。
- ○補助金の審査に必要十分な範囲において、補助金申請や報告の手続きの簡素化を検討したり、ニーズに合わなくなった補助金について所要の見直しを行ったりするなど、効果的に補助金を交付するための検討を行う必要がある。

補助金依存度の高い事業の実施手法等の検討について【意見2】

- ○補助金における事業の実施主体は団体等であり、地方公共団体はその団体等を支援する立場にある。
- ○一般的に、補助金依存度が高い状況が長期間継続している事業については、事業そのものが「補助金ありき」で存立していると考えられ、①事業の実施主体を枚方市とし、直営又は委託料による執行とする、②団体等が自立して事業を継続する、③所期の目的を達成し役割を終えたものとして廃止する、といった対応が必要となる。
- ○一方、このような補助事業の中にも、枚方市の計画において重点的な施策として位置づけられるなど、廃止が考えにくい事業も存在するため、中長期的な課題として、事業実施の手法として補助が適切であるかどうかも含め、総合的に検討する必要がある。

人件費に対する補助のあり方について【意見3】

- ○見直し方針では、団体運営補助を原則廃止し、目的と用途が明確な事業費補助へ移行するとされていることを受け、枚方市においては、近年、特定の団体に対する運営補助を 複数の事業費補助に再構築して移行させる動きがある。
- ○再構築された事業費補助についてみると、補助対象経費に占める人件費の割合が高く、 結果的に、団体における人件費をカバーすることを念頭においた補助金の仕組みになっており、外見的には、従来の団体運営補助を複数の事業費補助に細分化したともいえる状況となっている。
- ○現在のところ、事業費補助に移行した補助金についても、当該団体の平均給与額により、補助対象経費の額が決定されている。しかし、事業の実施に必要となる経費と団体において実際に発生する人件費には必ずしも比例的な関係にあるとは限らない。

- ○一方、団体が枚方市の施策の推進にあたって重要な役割を果たしていると評価しうる 存在であるとすれば、枚方市が人件費等、団体そのものの運営に必要となる経費を補助 することの合理性が否定されるものではない。
- ○事業費補助への移行の趣旨と団体に対する財政的援助の必要性との均衡を図りながら、 人件費に対する補助のあり方を検討する必要がある。

枚方市による任意団体事務局業務の取扱いについて【意見4】

- ○監査の対象とした任意団体に対する補助金の中には、当該任意団体の事務局業務を枚 方市が担っているものが見受けられた。
- ○補助金交付先の任意団体の事務局業務を枚方市が担うことについては、①所管課において公金外現金が保管されることとなる、②補助金の実績報告等を作成する主体と審査する主体が同一で自己チェックとなる、③補助金と人的支援の二重の支援を行っていることになるといった問題点がある。
- ○所管課の職員が任意団体の役員等に就任する場合に公共的団体の非常勤役員等への就任に係る決裁が必要となるのか、あるいは、所管課の職員が任意団体の事務局業務を担当する場合に職務専念義務の免除が必要となるのかといった検討も必要となる。
- ○施策の推進にあたって、枚方市が任意団体の事務局業務を担う特別の理由がある場合 を除き、原則として、任意団体の事務局は枚方市から独立させる必要がある。

補助対象事業及び補助対象経費に関する事項

補助対象経費の明確化について【意見5】

- ○補助金を交付するにあたっては、補助の対象となる経費を明確化することが重要であるが、要綱等が制定されていないことから、補助対象経費の区分が恣意的な取扱いとなる可能性があるものや、要綱等が制定されている場合であっても、「○○が実施する事業のうち、市長が適当と認めたもの」というように包括的な記載となっているものが見受けられた。
- ○要綱等を制定し、補助対象事業を明確に記載するとともに、補助対象経費についても、 費目ごとに補助対象経費又は補助対象外経費を一覧表形式にした別表を定めるなど、 補助対象事業及び補助対象経費の明確化に努める必要がある。

補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて【意見6】

- ○補助金の収入については、消費税が課税されないため、消費税込みの経費を基礎として 補助金を交付された被補助者が、当該経費に係る消費税相当額を確定申告において仕 入税額控除したときには、消費税相当額が還付されることになり、消費税相当額につい て、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなる。
- ○国の補助制度においては、消費税相当額の還付が明らかになった場合には、これを返還 させる取扱いとしているのが通例である。また、地方公共団体においても、同様に返還 させる取扱いとしている例もある。
- ○枚方市においては、これまで補助対象経費に含まれる消費税相当額の還付の存在について十分に認識しておらず、補助金の返還の要否についての検討が行われていなかった。

○被補助者のうち、消費税の課税事業者について、消費税の確定申告書を入手するか、申告後に別途、仕入控除税額の報告を受けるなどして、補助対象経費に含まれる消費税相当額の実態を把握した上で、返還請求の必要性について検討する必要がある。

実績報告の審査に関する事項

実績報告における収支決算書に係る証憑書類の確認について【意見7】

- ○監査の対象とした補助金について収支決算書の審査の状況をみると、補助対象経費の 支出に係る全ての領収書等を入手し、詳細に確認しているものから、収支決算書におけ る収入及び支出の額に不自然な点があるにもかかわらず、提出された収支決算書を特 段の検討を行わずに受け入れているものまで、その取扱いに差異が見受けられた。
- ○補助金の有効性を確保する観点からは、被補助者への監督を可能な限り厳格に行うことが求められるが、反面、経済性・効率性の観点からは審査手続きの簡略化が求められる。
- ○確かに、収支決算書の審査方法に係る一律の基準を設けるのは困難であるが、証憑書類の提出の要否について、支出 1 件あたりの金額や被補助者のガバナンスの状況などを勘案して、一定の基準を設けることは可能であると考える。

再補助先の実績報告等の入手及び暴力団排除のルール化について【意見8】

- ○再補助とする方が効率的であるなどの理由から、再補助を行う場合においては、直接の 被補助者だけでなく、再補助先における補助金の使途や具体的な収支(予算・決算)の 状況についても報告を受け、評価を行う必要がある。
- ○再補助先についても、直接の被補助者と同様に、暴力団排除のルールを整備する必要が ある。

補助事業における工事請負等に係る入札又は相見積りの実施について【意見9】

- ○補助事業において、一定金額以上の工事請負等を行う場合には、原則として、被補助者 において入札等、枚方市における契約事務に準じた手続きが行われる必要がある。
- ○実際には、被補助者に入札の実施を求めることは難しい場合が多いと考えられるが、少なくとも 2 者以上による相見積りを求めるとともに、相見積りの際の業者選定の方法や実施結果などについて報告を受けるなど、枚方市としても、補助事業における支出についてより深く関与すべきである。

補助金等の執行に係る統一的なガイドライン等の必要性について【意見 10】

- ○横浜市においては、前述した実績報告における証憑書類の提出範囲(【意見 7】)、再補助先の実績報告の入手(【意見 8】)、工事請負等に係る入札又は相見積り(【意見 9】)について、適用する金額の基準等を含め、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に規定している。また、他の地方公共団体においても、補助金の執行に係るガイドラインを策定し、補助金の執行手続きを明確化している事例がある。
- ○枚方市においても、必ずしも枚方市補助金等交付規則(以下「規則」という。)の改正 によって対応する必要はないと考えられるが、補助金等の執行手続きについて、全庁的 に統一的な取扱いが行われるよう、ガイドライン等を策定することを検討されたい。

補助金に係る情報公開に関する事項

「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のわかりやすい開示について【意見 11】

- ○枚方市のホームページに掲載されている「補助金一覧」の記載項目には、決算額(補助金交付額)が含まれていない。「補助金チェックシート」をみれば、決算額を把握することはできるが、一覧性に欠けるため、「補助金一覧」の記載項目としても追加することを検討されたい。
- ○「補助金一覧」(令和元年度)には、149件の補助金が記載されているが、単年度のみの 単発の補助金、繰出金としての性質を有する補助金、災害対応に係る補助金など、見直 し指針に基づく対応を行う必要性の乏しい補助金(39件、1,655,365千円)は含まれて いなかった。「補助金一覧」との文言からは、枚方市において執行される全ての補助金 が開示の対象となっているとの印象を受けることから、今後は、全ての補助金を「補助 金一覧」に記載した上で、見直し方針に基づく対応の必要性の乏しい補助金について は、その旨、注釈を加えるような開示方法を検討されたい。
- ○「補助金一覧」(令和元年度)には、令和元年度以降も継続する補助金が142件記載されているが、うち、16件の「補助金チェックシート」のホームページへの掲載が確認できなかった。「補助金一覧」に記載された補助金については、網羅的に「補助金チェックシート」を掲載するとともに、両者の関連性を把握しやすいように、各補助金に共通の番号を付すなど、わかりやすい開示方法を検討されたい。

「補助金チェックシート」の開示内容について【意見 12】

- ○「補助金チェックシート」では、所管課において、個別のチェックポイントに適合していると判断している場合には、「対応策」の欄は空欄となっており、多くの補助金についてこのような記載となっていることから、「補助金チェックシート」を確認しても、所管課において、具体的にどのような補助金の見直しの検討を行っているのか、判然としない状況となっている。
- ○「補助金チェックシート」には、チェックポイントに適合していると判断した理由、すなわち、補助金を継続する理由が明確にわかるような形で開示する必要がある。

負担金に関する事項

負担金の見直しの必要性について【意見 13】

- ○負担金については、「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のように執行状況を 一覧的に把握できる資料が存在しなかったため、100万円以上の負担金(令和元年度: 69件)についてアンケート調査を行った。
- ○アンケートの結果によると、枚方市としては裁量の余地のない、法令等に基づく義務的 な負担金が件数、金額ともに大きくなっている。
- ○一方で、件数、金額ともに少ないものの、枚方市として裁量の余地がある契約等に基づ く任意的な負担金も存在しており、これらについては、補助金と同様の目線で存在意義 を検討する必要があると考えられる。

(2) 市長公室 市民活動課

自治会館建設等助成金

助成対象事業の不断の見直しについて【意見 14】

- ○本助成金の助成対象事業には修繕が含まれていないが、所管課による住民ニーズの調査結果によると修繕は高いニーズがあることに加え、府内中核市と近隣他市においては助成対象となっている。
- ○所管課においても、助成対象への修繕の追加に向けた検討を行っているとのことであるが、計画的な修繕を行うことで、 中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減することも可能となり、住民負担だけでなく、枚方市の助成額の縮減効果も期待できることから、早期に助成対象事業への追加の実現が望まれる。

地域づくりデザイン事業補助金

より利用しやすい制度への見直しについて【意見 15】

- ○地域づくりデザイン事業補助金は、校区コミュニティ協議会が創意と工夫にあふれた 地域づくりデザインを発案企画し、審査会におけるプレゼンテーションを経て支援決 定されるなど、応募者にとっては、非常にハードルの高い制度となっている。
- ○制度創設から本補助金の交付件数は7件にとどまっており、かつ平成26年度以降新たな事業応募がない状況となっており、枚方市コミュニティ連絡協議会からも、審査会の廃止や申請書類の簡素化など、申請手続きの負担軽減等についての提言を受けている。
- ○所管課において、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい制度となるよう、実施方法等の見直しを検討するとともに、ニーズを喚起し、利用者にとって補助金利用のメリットが伝わるよう、これまで採択した事業の取組をわかりやすく紹介するなどの広報活動も実施すべきである。

校区コミュニティ活動補助金

均等割額及び人口割額の比率の見直しについて【意見 16】

- ○本補助金の算定式では、交付額に占める均等割額の割合が高く、人口割額の割合が比較的小さくなっているため、校区別人口当たり補助額を試算したところ、人口当たり補助額が最も多い校区で266.7円、最も少ない校区で90.4円と、3倍近い差が生じている。
- ○枚方市コミュニティ連絡協議会からも現行制度は公平性を欠いており是正すべきであるとの提言があがっている。また、所管課による他の中核市における同種補助制度の調査結果と比較すると、枚方市は、人口割もしくは世帯割の交付額に占める割合が最も低くなっている。
- ○以上のような状況を踏まえると、枚方市においても、本補助金における均等割額及び人 口割額の比率の見直しを段階的に行うべきである。

NPO活動応援基金補助事業補助金

補助金利用の促進について【意見17】

- ○枚方市におけるNPO法人は 112 法人(令和 2 年 2 月末現在)あるが、令和元年度における本補助金の申請件数は 10 件である。
- ○本補助金については、NPO法人から、補助金額が少額であることや申請書類の作成が 負担である等の意見が出ているとのことである。

- ○次年度の補助金の申請に先立って、前年度の 7 月中旬までに補助金申請の前提となる 支援対象団体としての登録手続きが必要とされているが、手続きにあたって提出が必 要とされている書類のうち、枚方市に既に提出されている書類(各年度の事業報告書 等)については、改めて提出することを不要とするなど、法人の負担軽減を図り、より 応募しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。
- ○見直しにあたっては、本補助金に応募していないNPO法人に対してアンケート調査を行うなど、NPO法人のニーズの把握に努め、利用者の立場に立った見直しが求められる。

多重債務等相談事業補助金

補助事業の抜本的な見直しについて【意見 18】

- ○本補助金の補助対象である多重債務等相談事業の相談件数は年々減少してきているため、これまでも、枚方市では、北河内地域労働者福祉協議会と協議を行い、相談日と補助金額を減少させる対応を行ってきたが、相談件数の減少のペースが早いため、1回あたりの補助金額が年々増加し、補助金開始時の平成22年度において1回あたり7,419円であったものが、令和元年度には26,000円と3.5倍程度に増加している。
- ○相談方法も、令和元年度実績で、電話が31件/年間、面接が19件/年間となっている。 電話相談であれば、北河内地域に所在する団体でなくても対応が可能であり、当該団体 が実施する意義は低くなる。
- ○仮に、このまま相談件数が減少するようであれば、補助金の役割を終えたものとして、 廃止も含め、抜本的な見直しに向けた検討を行うべきである。

勤労市民会活動補助金

収支予算書における補助対象経費の明示について【監査の結果1】

- ○枚方市勤労市民会が所管課に提出している収支予算書及び収支決算書は、法人全体と してのものであり、補助対象経費とされている人件費と事業運営費の金額が記載され ていない。
- ○事業完了報告時には、収支決算書に加え、「活動補助金決算報告」として、補助対象経費である人件費と事業運営費の内訳が提出されているが、収支決算書との関連性を把握することができない。また、予算額と決算額の記載について、実際には決算額が超過しているものを、予算額合計と決算額合計が一致するように調整し、作成しているとのことである。
- ○収支予算書及び収支決算書の各費目と補助対象経費との対応関係を明確にするよう求める必要がある。

事業実施状況の確認について【監査の結果2】

- ○本補助金では、事業の実施状況を確認する書類として「福利厚生事業報告」を入手しているが、これは、事業計画に記載された事業のうちの一部に過ぎない。
- ○今後は、事業計画に掲げられた事業と対応する事業報告を提出させ、事業の実施状況を 確認する必要がある。

(3) 観光にぎわい部 農業振興課

経営所得安定対策等推進事業費補助金

公共的団体の非常勤の役員等への就任における決裁及び合議の手続きについて 【監査の結果3】

- ○再生協議会の会長には産業文化部(令和2年度は観光にぎわい部)の部長が就任しているが、公共的団体の非常勤の役員等への就任に係る市長の決裁及び合議の手続きが実施されていなかった。
- ○決裁及び合議の手続きが求められる公共的団体の範囲について法人格を有するものに 限定するか、任意団体まで含めるかについては議論の余地があるが、任意団体であって も枚方市の施策に関連性の強い団体は含めるのが相当と考えられる。
- ○実際、交通対策課においては、職員が枚方市交通対策協議会の事務局長に就任する際、 決裁及び合議の手続きが実施されており、再生協議会についても、公共的団体の非常勤 の役員等への就任に係る市長の決裁及び合議の手続きを実施する必要がある。

再生協議会に対する補助金の審査に係る独立性の担保について【意見19】

- 枚方市と再生協議会の関係に着目すると、再生協議会は独立した団体というより、実質 的に所管課の行う事務に包含される団体と考えるのが相当であると思われる。
- ○一方で、所管課において公金外現金が保管されることになる、補助金の実績報告等を作成する主体と審査する主体が同一で自己チェックとなるといった問題点が生じることとなるため、補助金の審査に係る独立性を担保するため、内部けん制の仕組みの導入について検討されたい。

再生協議会への補助金支出について【意見20】

- ○再生協議会は、国の100%補助事業のために設置された任意団体であり、枚方市と一体的に動くことが当初から予定されており、実質的な事業主体としての性格は乏しいといえる。
- ○補助金の場合、事業の実施主体は団体等であり、地方公共団体は団体等が行う事業を支援する立場となるが、このような再生協議会の状況を踏まえると、補助金よりも負担金として支出する方がふさわしいと考えられる。

穂谷地区農空間活用支援事業補助金

補助対象経費と補助対象外経費の区分について【意見 21】

- ○本補助金については、要綱等が制定されておらず、年度ごとの実施決裁となっており、 補助対象経費と補助対象外経費の区分が恣意的な取扱いとなる可能性がある。
- ○規則は補助金全般の基本的な事項を規定するものであり、個別の補助金における具体 的な補助対象経費と補助対象外経費の区分等については、原則として要綱等を制定し て規定すべきである。
- ○要綱等を制定しない場合であっても、少なくとも起案書において、事業計画時の補助対象経費と補助対象外経費の区分の妥当性を確認した上で、決裁により補助金交付決定を行う必要がある。

穂谷地区におけるイベント開催の継続性について【意見22】

- ○穂谷地区における農業振興施策上、本イベントの開催を重要な項目に位置づけ、将来的 にも継続して開催することを目指すのであれば、今後、来場者の駐車場確保が問題とな る。
- ○令和 2 年度から負担金事業に変わり、本イベントのあり方は最終的には枚方市を含めた実行委員会の判断に委ねられることになるが、令和 3 年度以降もイベントを継続することを判断した場合には、関係者間で協議して駐車場確保等の問題解決に向けた工程表を作成するなどの対応が求められる。

景観形成推進事業補助金

補助対象等の見直しについて【意見23】

- ○本補助金はコスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助とレンゲ種子購入の 補助であるが、いずれについても課題が存在し、制度上の問題や事業環境の変化への対 応が十分でない点がうかがえる。
- ○レンゲ種子購入の補助については廃止を視野に入れた見直しが検討されているところであるが、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助については、穂谷地区農空間活用支援事業補助金との統合と併せて、本補助金の対象者や場所、目的の優先順位、事業環境の変化への対応、補助金額の範囲などについて、見直しを図る必要がある。

農業振興事業補助金

直販団体に対する補助金の今後の対応について【意見24】

- ○本補助金の中で最も金額が大きい直販団体に対する補助金は、平成29年度をピークに減少傾向にある。これは、直販団体はほとんど新規参入がなく、現状では10団体前後とほぼ同じ団体に固定化しており、既存の団体も構成農家の高齢化に伴い減少する傾向にあることによる。
- ○所管課としては、新たな直販団体の参入について J A 北河内と連携を図りながら掘り 起しを検討していく方針とのことであるが、その際、J A 北河内と「(包括)連携協定」 を締結し、農業振興における本補助金の位置づけや優先順位を勘案した上で、双方が協 働して新たな直販団体の参入や既存団体の維持を図る事業を協議し、実施することも 考えられる。

本補助金の履行確認における決算書の添付の必要性について【意見 25】

- ○補助金の額の確定に際して、所管課では、実績報告書を直販団体から提出させ、直販事業の開催回数を集計し、これに 3,000 円を乗じて補助金を算定している。
- ○その際、履行確認の書類として実績報告書に決算書が添付されているが、単なる形式的 な補助資料に過ぎず、決算書の内容について特に確認はしていない。
- ○直販事業の開催回数の確認は通帳での売上の入金日等をもって行っており、年間を通 じた決算書を添付させる必要性は乏しいと考えられ、直販団体に決算書作成作業の負 担を強いるものであることから、履行確認の書類として何が必要かを再度検討する必 要がある。

農業次世代人材投資事業補助金

持続可能な認定新規就農者の発掘と支援について【意見 26】

- ○平成28年度以降、市内には5人程度の認定新規就農者がいたが、令和3年度以降、新規認定者が見込めないため、本補助金の対象者が減少することが想定されている。
- ○所管課によると、新規就農者を増加させることは重要と考えているものの、その前提と して、新規就農者が安定した収入を確保できるよう、販路拡大や6次産業化など所得向 上に向けた取組に重点を置いて進めていく方針としているとのことである。
- ○民間企業や大学と連携して枚方市のブランド農作物の発掘を行ったり、新規就農者の ために好立地である農地を確保したりするなど、持続可能な新規就農者の支援と発掘 に係る方針と戦略を策定し、他の農業振興関連事業と連携した具体的な取組を進める 必要がある。

新規就農者農地集積支援事業奨励金

新規就農者と既存農家のマッチングの促進について【意見 27】

- ○平成28年度の制度創設以降、本補助金における奨励者数と奨励金額は低調な状況で推移しているが、所管課によると、その要因は農地を借りる新規就農者がそもそも少ない(令和元年度の認定新規就農者は6人)上に、貸す側である既存農家も高齢化とともに好立地の農地を積極的に貸す誘因が働かないためとのことである。
- ○本補助金の利用の促進に向け、農地の貸借をあっせんする農地銀行の取組を積極的に 周知するための広報戦略を策定するとともに、農地の借り手である新規就農者と貸し 手である既存農家の双方のニーズに合致し、利点がある手法を工夫する余地があると 考える。

新規就農者経営安定化支援事業補助金

年度末近くの補助金申請について【監査の結果4】

- ○本補助金の要綱においては、設備取得の場合の要件が明らかではなく、また、支払の完 了時点の確認まで実施するかについて明確にはなっていない。
- ○令和元年度においては、年度末近くの補助金申請の案件があり、実際に事業に使用した かどうか不明なものが見受けられたため、今後、要綱に申請受付期限を規定するなどの 対応をするとともに、支払完了の事実をチェックする際には、原則として銀行振込によ ることとし、銀行振込日について確認することを徹底する必要がある。

公共施設維持管理事業補助金

決算見込み額の検証について【意見28】

- ○本補助金については、毎年 7 月に開催される土地改良区の総会における決算の確定を 待っていたのでは、年度内に額の確定ができないため、各土地改良区の 2 月末時点にお ける決算見込み額を基礎に補助金の額を確定している。
- ○現状では、決算が確定した後、決算見込み額と実績との差異について、特段の確認を行っていないが、補助金交付金額の妥当性を検証するために、土地改良区の決算書を入手し、決算見込み額と実績との差異が少額であることを確認する必要がある。

土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について【意見29】

- ○土地改良法の改正に伴い、各土地改良区では、令和 4 年度以降の複式簿記の導入に向け、大阪府の指導のもと、資産評価や資産劣化状況の確認を進めているとのことである。
- ○所管課においても、今後、各土地改良区の資産評価の結果や将来の施設整備及び修繕計画を入手して、積極的に各土地改良区の管理運営に関与するとともに、現行の修繕費に対する補助率の妥当性や将来的に発生する整備資金に対する負担のあり方など、本補助金の検証を行う必要がある。

土地改良事業等補助金

土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について【意見30】

○【意見 29】と同様、土地改良法の改正による複式簿記の導入に向けた資産評価や資産 劣化状況の確認を踏まえ、補助率の妥当性や将来的に発生する整備資金に対する負担 のあり方などについて検証を行う必要がある。

事業者の選定に係る枚方市の関与及び管理について【意見31】

- ○本補助金の補助対象は、土地改良区等の施設の老朽化に伴う新設又は機能回復整備工事であり、工事を請け負う業者の選定は土地改良区が相見積りにより行っているが、現状では金額が多額になっても相見積りになっている。
- ○本補助事業では毎年 19,000 千円の予算を計上し、枚方市の農業振興関係の補助金予算の中では最も多くなっていることから、各土地改良区に対し、枚方市の競争入札手続きに準じた契約方法を求めることが望ましいが、それにより難い場合にも、事業者の選定の妥当性について検証可能となるよう、所管課は、相見積りの際の業者選定の方法や実施結果などについて報告を求める必要がある。

多面的機能支払交付金事業補助金

補助金交付先の拡大の可能性について【意見32】

- ○本補助金の対象は、枚方市内の市街化調整区域約 2,322 ヘクタール、生産緑地地区約 90.6 ヘクタールの農地であり、穂谷地区に限定されるものではないとのことであったが、所管課においては、穂谷地区以外に対しては積極的に周知しておらず、他の地区では本補助金の存在が認識されていない可能性もある。
- ○他の地区においても、資源の保全管理や環境の保全を図る活動経費は相当額が発生するものと思われるが、穂谷地区のように補助金を活用できないとすると公平性に欠けることになるため、速やかに穂谷地区以外の対象となる地区にも本補助金を周知する必要がある。

農業振興課補助金全般

農業振興のあり方やビジョンについて【意見33】

- ○総合計画の体系のもと、各補助金の効果を最大化するためには、農業振興のあり方やビジョンを明示した農業振興戦略 (グランドデザイン) を策定し、それに基づく個別計画 に各補助金を位置づける必要があると考える。
- ○市内の農家の実態を「農業センサス」などの統計資料の分析や各種アンケートの実施を 通じて把握し、その課題及びニーズを把握した上で、枚方市の農業の課題や解決の方向 性について、農業振興戦略(グランドデザイン)を策定し、実情に応じた具体的な手法 を検討する中で、各補助金のあり方についても見直しを行う必要がある。

評価指標の見直しについて【意見34】

- ○所管課では、各補助金について評価指標を設定しているが、設定された活動指標を個々にみていくと、単に前年度の実績をそのまま使用しているものや活動 (アウトプット) 指標を設定するにとどまっているものが見受けられた。
- ○枚方市の農業振興を推進するためにどのような戦略を策定し、効果を上げるかを明確 にした上で、各補助金の成果 (アウトカム) 指標を設定する必要があると考える。

津田地蔵池コミュニティ協議会負担金

枚方市による事業の直接執行に向けた検討について【意見35】

- ○地蔵池オアシスコミュニティ協議会には負担金の全額を枚方市が拠出し、その執行事務も農業振興課において行うのであれば、枚方市の事業として直接執行した方が透明性も高く、会計記録の信頼性も高まると考える。
- ○施設の老朽化も進んでいるとのことであり、協議会方式による場合、事故発生時の責任 の所在が不明確となることも否定できない。
- ○協議会方式よりも枚方市が事業を直接執行した方が、事業の継続性を確保できる面もあり、また、今後、地元の団体のメンバーの高齢化が進展すると、将来にわたって安定的に事業を担うことが困難となる可能性も否定できないことから、長期的には、枚方市による事業の直接執行に向けた検討を進められたい。

(4) 観光にぎわい部 スポーツ振興課

スポーツ協会関係補助金

補助事業の実績報告書及び補助対象事業の決算書の調査について【監査の結果5】

- ○令和元年度のスポーツ協会関係補助金に係る事業報告書は各事業 2 ページ程度の簡素 な内容となっており、この事業報告書で補助金の目的が達成されているかを判断する のは容易ではないと考えられる。
- ○スポーツ協会では事業の詳細な実施状況を記録しているので、補助事業が適切になされたものかを検証するため、現状の事業報告書に加えて詳細な記録の提出を求め、所管課においても内容を詳細に検討すべきである。
- ○収支決算書については 1 ページとなっており、所管課ではスポーツ協会の帳簿及び領収書等を照合することなく、補助金額を確定しているが、スポーツ協会に対する補助金については、金額的にも多額となるため、収支決算書に関して、帳簿やその根拠資料となる請求書及び領収書との照合を行うなど、監査を実施する必要性が高いと考えられる。

補助金交付要綱の制定について【意見36】

- ○スポーツ協会関係補助金については、個別の補助金交付要綱を制定せず、回議書の決裁 によって補助金を交付している。
- ○補助金に係る予算執行の適正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たす観点 から、補助金交付要綱を制定する必要がある。

補助対象経費の人件費の算定について【監査の結果6】

- ○平成30年度まではスポーツ協会に団体運営補助金を交付していたが、令和元年度は5 つの事業費補助金に再構築している。
- ○再構築された各補助金における予算上の人件費の積算は適切に行われていたが、収支 決算書における人件費実績として、予算書の金額がそのまま記載されていた。
- ○すべての事業が予定どおり実施されるとは限らず、実績を基礎に算定した場合には差 異が生じることも否定できないため、今後は実績を基礎に算定した人件費を収支決算 書に記載する必要がある。

補助金依存度が高い補助事業について【意見37】

- ○スポーツ協会関係補助金はスポーツ協会の平均給与額をもとに積算された人件費をカバーすることを念頭においた仕組みとなっており、また、補助事業の財源に占める補助金の割合も高く、仮に、枚方市が補助金の支給を停止した場合、事業の実施が困難になると考えられることから、実質的には、枚方市に事業実施の決定権がある状態といえる。
- ○枚方市が事業の実施主体になることが適当と判断するのであれば、補助金ではなく、委託料によるべきということになる。
- ○一方、これらの事業はスポーツ推進計画の具体的施策に含まれ、重要な役割を担う事業であり、現実には中止は考えにくい状況にあるため、スポーツ協会が事業の実施主体になるのであれば、枚方市としてもスポーツ協会に対する一定の支援を継続する必要がある。
- ○スポーツ協会関係補助金については、現在、再編の途上にあるが、スポーツ推進計画に おいて各補助事業が重要な役割を担っていることを再認識し、事業実施の手法として 補助が適切であるかどうかも含め、総合的に再検討する必要がある。

「新春走ろうかい」の実施方法の見直しについて【意見38】

- ○新春走ろうかい事業は、他のスポーツ協会関係補助金と比較して、補助金依存度が相対 的に低くなっているが、スポーツ協会の平均給与額により、補助対象経費の額が決定さ れていることは他のスポーツ協会関係補助金と同様であり、補助金がなければ、事業が 成立しない可能性が高い。
- ○新春走ろうかい事業は、スポーツ協会が昭和 52 年から 40 年以上継続して開催し、市民 に親しまれた大会であるため、スポーツ協会に当該マラソン大会の開催及び運営の ノウハウが蓄積されていると考えられる。
- ○他都市における実施形態を参考に、委託による事業の実施に加え、実行委員会形式の採用など、幅広い実施方法を視野に入れ、最適な実施方法を検討する必要がある。

補助事業の効果の測定等について【意見39】

- ○スポーツ協会関係補助金の補助対象事業は、すべて、広く市民の参加を求めるものであり、参加される市民のニーズを把握し、補助事業の効果を測定するには、直接参加者にアンケート調査をするのが有効であると考えられるが、所管課はスポーツ協会が実施している参加者アンケートの結果を入手しておらず、分析を行っていなかった。
- ○補助事業の的確なニーズ把握及び効果測定ができるように、スポーツ協会が実施している参加者アンケートの内容を再度分析し、適切なアンケート項目を設定し、アンケート結果に基づく補助事業の効果測定を実施する必要がある。

補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて【意見40】

- ○スポーツ協会について、補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いを確認したと ころ、令和元年度における消費税の申告上、補助金等の特定収入に係る仕入税額控除が 全額控除されていた。
- ○規則や要綱に消費税の取扱いは定められておらず、現状では、補助金等の特定収入に係る仕入税額控除額の返還を求めることはできないと考えられるが、特定の団体の事業に対して補助金交付したことにより、消費税の納付額が不合理に減少した場合には、減少した消費税相当額を返還させる仕組みを構築することが望ましい。

体育団体活動補助金

補助対象経費(スポーツ協会加盟負担金)について【意見41】

- ○体育団体活動補助金の補助対象経費にスポーツ協会の加盟負担金が含まれており、各加盟団体は本補助金を財源としてスポーツ協会に対して年間 10,000 円の加盟負担金を支払っている。
- ○枚方市の外郭団体であるスポーツ協会の加盟負担金について、枚方市が補助金を交付することは、枚方市が外郭団体に間接補助していることになり、少額であるとはいえ、 適切とはいえないため、スポーツ協会の加盟負担金を補助対象経費から除外する必要がある。

補助金給付の銀行口座について【意見 42】

- ○令和元年度の体育団体活動補助金の交付にあたって、振込口座を調査したところ、28 団体中7団体が当該団体名の記載ない個人名の銀行口座への送金となっていた。
- ○可能な限り、団体名の銀行口座の開設を指導し、当該団体名の銀行口座に補助金を交付 すべきである。

スポーツ少年団活動補助金

補助対象団体の事務局機能について【意見 43】

- ○枚方市スポーツ少年団の事務のうち、選手の登録や同少年団に属する各スポーツ団体 に対する連絡事項の通知は、所管課が担当しているが、地方公務員が他団体の事務を行 う場合は、その事務が地方公共団体の職務と位置づけられないならば、職務専念義務と の関係で整理が必要となる。
- ○たとえ、当該事務が地方公共団体の職務に位置づけられたとしても、補助金を交付されている団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金を交付する側と補助金を受領する側が同一視される可能性があり、好ましくない。
- ○枚方市スポーツ少年団の事務については、所管課の職員以外の者が担うよう、協議、調整を進めるべきである。

(5) 健康福祉部 健康福祉総務課

枚方休日歯科急病診療所運営補助金

診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について【監査の結果 7】

- 枚方休日歯科急病診療所運営補助金及び障害者(児)歯科診療事業補助金はいずれも実 支出額から実収入額を差し引いた額として補助金の額が算定されることとなっている が、歯科医師会は実績報告において診療収入額を見込み額で計上し、実支出額と実収入 額を一致させた形で報告していたことが判明した。
- ○令和元年度の実績報告における診療収入額を歯科医師会から報告を受けた実診療収入額に置き換えて試算した結果、収支差額は1,653千円の黒字となった。この試算を前提とするのであれば、補助金が1,653千円過大に支給されていることとなり、歯科医師会に対して同額の補助金返還を求める必要があることとなる。
- ○所管課においては、実診療収入額の妥当性を十分に確認し、収支差額を確定した上で、 今後、歯科医師会との間で補助金返還請求等の対応について協議する必要がある。

補助対象経費積算の明確化について【監査の結果8】

- ○歯科医師会からの決算書の支出の内訳項目のうち研修会費や会議費について内容や対象者について質問したところ、所管課において把握されていないなど、本補助金において改善すべき点として、補助対象経費の妥当性の確認が十分でない点が挙げられる。
- ○休日歯科急病診療所の運営に係るものでなければ補助金の対象経費とならないため、 今後は、補助金の申請時において内容を把握し、補助金の趣旨に合ったものであること を確認した上で、実績報告時に申請に沿った内容の支出が行われたことを確認する必 要がある。

領収書等根拠資料の確認について【意見 44】

○本補助金については、【監査の結果 7】及び【監査の結果 8】に記載した問題点が検出されたことを踏まえ、今後、実績報告時に領収書等の根拠資料を添付させるか、実地調査を行うなどし、一定金額以上の収入及び支出について、その適切性を確認することとすべきである。

休日歯科急病診療所の自立化の促進について【意見 45】

- ○現在は枚方市内には日曜日に診療している歯科診療所が 6 か所あり、開設当初と比較 すると、休日歯科急病診療所の意義は薄れてきているものと考えられる。
- ○休日歯科急病診療所の受診者数は、民間の歯科診療所の多くが診療を実施していない 年末年始やゴールデンウィークなどの期間を含む4月、5月、12月、1月には多い状況 であるが、他の月は少ない状況となっていることから、ある程度需要が少なくなる時期 を見極めて、診療時間の短縮などを検討し、それによって収支構造の改善を図ることも 検討の余地がある。
- ○休日歯科急病診療所の自立性を高めるためには、収入と支出の差額に補助金を支給する形を改め、実際に必要な事業費を積算の上、補助割合を継続的に見直すこととすべきである。
- ○歯科医師会にのみ補助金を支給することは公平性を欠く面があるため、市内の休日歯 科診療を開設している診療所の運営状況等の把握に努め、今後の補助金のあり方を検 討する必要がある。

社会福祉協議会に対する補助金に係る共通事項

人件費に対する補助のあり方について【意見 46】

- ○平成28年度までは、社会福祉協議会の間接人件費分を補助対象経費に含めた社会福祉協議会活動補助金を交付していたが、平成29年度以降、同補助金を各種事業に係る事業費補助に再編した。
- ○令和元年度においては、各補助金において補助対象となっている人件費について、いずれの補助金においても決算額が予算額を超過していたが、これは、社会福祉協議会における人員の増員等に伴うものである。
- ○一方、事業費及び事務費については、主として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当初計画されていた事業が中止となったことなどから、決算額が予算額を下回り、 支出合計でみると、各補助金の決算額は予算額と一致している。
- ○このように、事業費及び事務費の余剰分を人件費の不足分に充当するような調整を決算時に行うことは、事業費補助というよりも団体運営補助というようにも捉えられかねないため、各事業において真に必要な人件費に対する補助のあり方について検討する必要がある。

補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について【意見 47】

○現状では、所管課において、社会福祉協議会の消費税申告における取扱いについて確認 を行っていないため、まずは、社会福祉協議会の消費税申告書を入手し、補助金に係る 消費税等の仕入税額控除の状況や影響額を把握する必要がある。

枚方市福祉活動・福祉団体等補助金

福祉団体助成金の交付金額の決定方法について【監査の結果 9】

- ○福祉団体に対する助成は、社会福祉協議会に一括して補助金交付がなされた後、社会福祉協議会が各福祉団体に助成金を交付するという形になっているが、個別の団体への助成額については、所管課及び社会福祉協議会のいずれにおいても、決定・変更する明確な仕組みがない。
- ○最終的に、所管課には、各福祉団体の活動状況や収支を把握できる資料(決算書)が提出されていない。
- ○所管課と社会福祉協議会において、定期的に、助成内容の見直しの機会を持つように し、各福祉団体の助成金額に差を設ける定量的な根拠(各福祉団体の活動内容、活動規 模、会員数等)、及び定性的な根拠(公的支援の具体的必要性)について認識を共有し た上で、助成額を決定することを検討されたい。

再補助における暴力団排除のあり方について【意見 48】

- ○本補助金においては、社会福祉協議会から各福祉団体に助成金の交付がなされる結果、 形式的には、各福祉団体は規則における暴力団排除の対象からは外れているが、このよ うな再補助の場合においても、暴力団排除のルールが整備される必要がある。
- ○これに対する対応として、補助金の交付の条件として、被補助者の責任において再補助 先の団体等が暴力団に該当しないことの確認を義務づけるべきである。

枚方市献血推進事業補助金

献血推進協議会に係る実績報告等の入手について【監査の結果 10】

- ○社会福祉協議会が作成する補助金交付申請書や事業完了報告書には、再補助先である 枚方市献血推進協議会の予算書・決算書が添付されておらず、枚方市において枚方市献 血推進協議会の具体的な収支(予算書・決算書)を把握できない状況になっている。
- ○今後、社会福祉協議会に対し、枚方市献血推進協議会の予算書・決算書を補助金交付申 請書や事業完了報告書に添付させることを要項等において義務づける必要がある。

民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金

事業ごとの収支報告の必要性について【意見 49】

- ○本補助金の補助対象には社会福祉協議会が担う 3 種の事業に対する補助が含まれているが、現状では、収支決算書において、これらが区分なく記載されている。
- ○今後は、収支決算書のうち、支出の記載欄について、3種の事業に区分して、内訳を記載することを社会福祉協議会に求めることにより、収支を明確化する必要がある。

枚方市保護司会運営事務補助金

再補助先である枚方・交野地区保護司会の予算・決算の把握について【監査の結果 11】

- ○本補助金のうち、社会福祉協議会が保護司会に「保護司会運営助成金」として交付している部分について、所管課として、実質的な使途ないし全体的な保護司会の収支状況を 正確に把握できていない。
- ○実質的には、特定の 1 団体の個別事業に対する補助がなされているものであって、本来、再補助ではなく、直接補助に切り替える方が望ましいが、現状の枠組みを維持する場合においても、所管課において、再補助先である助成対象団体の収支を詳細に把握すべきである。

枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金

国 (大阪保護観察所) からの補助金との関係についての明確化について【意見50】

- ○更生保護サポートセンターに関しては、国(大阪保護観察所)が一定の補助を行う仕組 みが存在しており、保護司会は令和元年度において初めてこの制度による助成を受領 した。
- ○更生保護サポートセンターの運営経費は、まずもって、国から交付される助成金が優先的に充てられるべきであり、今後、枚方市は、本補助金について、保護司会が国の助成金を受領した上でも運営経費が不足する場合に下支えする補助金と位置づけることが必要であると思われる。

健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金

決算報告における模擬店出店に係る収支の取扱いについて【意見 51】

- ○実行委員会を構成する団体のうち、社会福祉協議会はフェスティバルの当日、模擬店を 運営する福祉団体の窓口として、金券の販売や出店にあたっての保険の加入等の事務 を行っている。
- ○令和元年度の決算報告においては、社会福祉協議会が直接収受した模擬店の運営に係る金券の精算状況について、実行委員会の収支として記載されていなかったため、今後、実行委員会の決算報告における収支に併せて報告するよう指導する必要がある。

(6) 健康福祉部 地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)

老人クラブ活動補助金

関係帳簿及び証拠書類のチェックについて【意見52】

- ○各老人クラブが枚方市に提出した本補助金に関する実績報告書における支出額の記載 の中には、各費目について千円未満の端数のない金額が並んでいる例も散見された。
- ○本補助金は、会員数をもって基準額が算出されることとなっており、対象経費が基準額を上回っていれば、補助金の額には影響がないことになるが、老人クラブにおいては実績報告における支出額を現実に即して正確に記載すべきであるし、所管課においても、支出額の記載に不自然な点がある場合には、十分な確認を行うべきである。
- ○全件についてチェックを行うことは現実的ではないにしても、相応の件数を抽出し、関係帳簿及び証拠書類の提出を受けてチェックを行うことが必要であると考える。

老人クラブ連合会事務費補助金

法人格を持たない任意団体であることについて【意見53】

- ○本補助金の対象である枚方市老人クラブ連合会も各老人クラブと同様、法人格を持たない任意団体であるが、任意団体は、一般論として言えば、法人としての権利能力の付与も法律による組織面や財務面等の規制も受けていないだけに、組織や財務が脆弱であることが多い。
- 枚方市老人クラブ連合会は、多数の老人クラブの取りまとめや指導啓発を行う組織であり、他の地域の老人クラブ連合会を見ても、近時は次第に法人化が進んでいる状況にある。また、総収入額の6割近くについて枚方市からの補助が行われている。
- ○枚方市老人クラブ連合会は、将来的には法人化を進めることが望ましく、継続的に運営 費や事業費を補助する立場から、枚方市においても将来に向けた法人化についての助 言や指導を開始することが望ましい。

高年齡者能力活用推進事業補助金

補助対象事業及び補助金の算定の明確化について【意見54】

- ○本補助金交付の対象事業は「センターが実施する事業のうち、市長が適当と認めたものとする」との定めがあるだけとなっており、目的や種類の例示や限定等はなされていない。そのため、「センターが実施する事業」でありさえすれば、いかなる事業でも本補助金の対象になり得ることとなる。また、補助金の額の算定基準となる補助対象経費や補助率についても、具体的な算定方法の記載はなく、「市が認めた費用」とされている。
- ○本補助金は外郭団体への補助金であるだけに、馴れ合いや恣意的な運用の疑いを排除するためにも、本来であれば、要領あるいはその下位規範において、補助対象事業の目的や種類の例示や限定を行うとともに、補助金の額の決定に用いられる補助対象経費や補助率の基準を定めておく必要がある。

効果測定の指標について【意見 55】

○本補助金の効果測定の指標は、「シルバー人材センターの各年度末時点の登録会員数」とされており、これは、従前の運営費を対象とした補助金についての指標をそのまま用いたものとなっているが、個別事業に対する事業費の補助に変更されたことを重視するならば、補助対象事業の実施件数など、事業費補助の内容に即した指標を設定することがより適切であるように思われる。

○現時点では今後の補助対象事業の選定について多分に流動的な面があり、効果測定の 指標に関しても、何が最適かを確定し難い状態にあるため、補助対象事業等の明確化と 併せ、最適な効果測定の指標の設定についても、十分検討することが求められる。

補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について【意見56】

○現状では、所管課において、シルバー人材センターの消費税申告における取扱いについて確認を行っていないため、まずは、シルバー人材センターの消費税申告書を入手し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の状況や影響額を把握する必要がある。

(7) 健康福祉部 地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)

街かどデイハウス事業補助金(通常分)

基本補助額の算定に係る要綱の規定について【意見57】

- ○本補助金の要綱第5条に規定された基本補助の額は、実際には、「枚方市街かどデイハウス事業実施要領」に基づいて算定された補助対象経費と比較され、いずれか少ない方の額で確定されることとなっているが、要領の存在や基本補助の額の算定方法が要綱から読み取れない。
- ○補助金の額という重要な事項に関する定めであるだけに、明確性の観点から、実際の基本補助額の算定方法が明確にわかるように要綱を改正するか、少なくとも、上記の算定方法を明記した別の定めを置く必要がある。

利用者の個人情報の保護について【意見58】

- ○令和元年度の補助事業者に対する現地調査によって判明した事実のうち、個人情報保護に関して、「奥にカーテンをして立てかけています」、「利用者の目に届かないところに管理」など、不十分な内容が散見された。
- ○近時は高齢者の個人情報保護の重要性が一層増大していることを考えれば、すべての 補助事業者に対し、適切な内容での取扱いを行うよう、十分な指導を行った上で、指導 の内容や改善の結果を記録しておくべきである。

補助事業者における保険への加入について【意見59】

- ○本補助事業においては、補助事業者におけるボランティア保険や傷害保険等の保険へ の加入は必須であるといえ、実際、すべての補助事業者が保険に加入している。
- ○保険への加入については、要綱には記載されておらず、補助金交付決定においても保険 への加入を条件とする記載はないが、保険への加入の重要性に鑑みれば、補助金交付決 定において、補助事業者の保険への加入を交付の条件として明記しておく必要がある。

効果測定の指標について【意見60】

- ○本補助事業については、枚方市の事務事業実績測定調書においては、枚方市高齢者居場 所づくり補助金と併せて、「高齢者居場所支援事業」として調書が作成され、実績測定 が行われているが、枚方市高齢者居場所づくり補助金は、規模や頻度の小さい事業を主 な対象としており、本補助金の対象事業とは金額面でも内容面でも相当に異なってい る。
- ○本補助金の対象事業が、複数の任意団体が1件あたり400万円を上限として総額4000万円を超える規模の補助金を受けて高齢者を対象とした活動を行う事業であることからすれば、他の事業と併せて一括して評価するだけではなく、本補助事業独自の評価も行われるべきである。

(8) 健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当)

重度障害者等住宅改造助成事業補助金

調査事務の委託に係る事業計画書の入手について【監査の結果 12】

- ○本補助金の交付決定に必要な調査事務は平成 8 年度より社会福祉協議会に委託しているが、契約書において契約締結後 30 日以内に提出が必要と規定されている事業計画書の平成 30 年度及び令和元年度分が社会福祉協議会から未提出のままであった。
- ○一義的には、社会福祉協議会による契約条項の違反ではあるが、枚方市としても事業計画書を確認しないまま業務委託を継続させることは委託した業務の実効性に不安が残り、また、業務完了後の委託業務の評価も適切に実施することが困難となることから、契約条項の遵守が求められる。

委託による調査業務の見直しについて【意見61】

○委託費の9割は職員の人件費(約6百万円)が占めているが、年間20件前後の実施件数に対する委託費としてこれだけの人件費を要することには経済性の観点から疑問が残るため、今後、委託内容の見直しや直営化等の検討が望まれる。(現段階において令和3年度以降は直営にて実施する方針とされている。)

障害者 (児) 歯科診療事業補助金

診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について【監査の結果 13】

- ○(5)健康福祉部 健康福祉総務課「枚方休日歯科急病診療所運営補助金」における「診療 収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について【監査の結果 7】」 と同様である。
- ○健康福祉総務課と共同で、収支差額の検証を行い、歯科医師会に対して補助金の返還に 向けた協議を進める必要がある。

補助対象経費積算の明確化について【監査の結果14】

- 支出額のうち、歯科衛生士、受付、事務員の日当に関しては設定根拠が不明とのことであり、また、運営費の対象となった障害者歯科運営委員会の議事録の確認等までは行っていないなど、収支決算書における支出額の妥当性の確認まで行われていない状況となっていた。
- ○所管課は歯科医師会へのヒアリングや帳簿、証拠書類の閲覧により、決算額の妥当性について確認する必要がある。さらには、補助対象経費の設定が妥当であるか積算を見直すことが必要である。

精神保健福祉推進事業補助金

活動助成金に係る活動内容の確認について【監査の結果 15】

- ○精神保健福祉推進事業のひとつにセルフヘルプグループの活動支援があり、複数の家族会へ活動助成金を総額 1,555 千円支出しているが、社会福祉協議会より枚方市へ提出される精神保健福祉推進事業報告では、具体的な活動の記載がなく、後日、所管課において各家族会の活動内容を確認することが難しいと考えられる。
- ○活動助成金を支出している以上、年度ごとどのような活動を行ったか確認するために、 事業報告において具体の記載を求める必要がある。

重症心身障害者宿泊訓練補助金

重症心身障害者宿泊訓練補助金のあり方について【意見 62】

- ○重症心身障害者宿泊訓練事業の実施状況についてみると、平成28年度から令和元年度までの4年間で訓練を実施した事業者は1件、実施件数は78件、対象者数は12人であり、中には4年間毎年実施された対象者も含まれていた。
- ○単なるショートステイ替わりに利用されていることも考えられ、本来の趣旨とは異なった解釈で利用されている可能性があるため、今一度、補助金の効果的な利用が図られるよう周知することや、グループホームの新規開設や運営費の補助等、他の事業との関係から制度自体の見直しも必要と考えられる。

基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立訓練)運営補助金

証跡の不備について【監査の結果 16】

- ○令和元年度の生活介護サービス提供実績記録票を確認したところ利用者の押印や署名 がなされていない実績記録票が散見された。
- ○これらについて再提出を求めているとのことであったが令和 2 年 8 月時点においては 未回収のままとなっていた。利用者印は、サービスの実績確認及び補助金交付の証跡と して必要なものであることから今後一層徹底されたい。

報告様式の整備について【意見63】

○一部の事業者からは、月ごとにまとめて利用者の署名をもらう実績記録票等、枚方市の 定めた様式にはよっていない独自の記録票が提出されていたため、今後、全ての事業者 が適切な様式によって提出されるよう周知徹底が望まれる。

(9) 都市整備部 住宅まちづくり課

修景補助金

補助事業の実施状況確認の文書化について【意見64】

- ○所管課の職員による実地調査の際に作成される「完了実績確認書」には具体的な検査内容に関する記載がないため、後日、どのような方法で、どのような観点から現地調査が実施されたのかを確認することができず、調査方法が属人化する可能性を否定できない。
- ○所管課において、現地調査時に具体的なチェック項目について取りまとめたリストに 結果を記入するなどの方法により、調査内容を文書化して保存することにより、調査に 関する着眼点やノウハウを蓄積する方策を検討することが望ましい。

(10) 都市整備部 連続立体交差推進室

光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金

補助事業の実施状況確認の文書化について【意見65】

- ○補助金の額の確定にあたり、所管課において光善寺駅西地区市街地再開発組合の作成 した根拠資料を精査し、その内容を確認した上で決裁を受けているが、その調査に関す る調査報告及び根拠資料等が所管課に保存されておらず、後日、調査実施状況を確認す ることができない状況となっていた。
- ○実地調査等の調書を作成し、調査結果報告書として保存するとともに、調査方法が属人的とならないよう、補助対象事業ごとに具体的なチェック項目を取りまとめたリストに結果を記入するなどの方法により、調査内容を文書化しておくことについて検討が必要である。

(11) 土木部 交通対策課

枚方交野交通安全協会補助金

補助事業の実施状況確認報告について【意見66】

- ○本補助金の使用状況を確認するため、所管課の職員が枚方交野交通安全協会の実施する主要行事計画にあるイベント等に出席する等の方法により現地調査を実施しているが、現地調査を実施した証跡が写真しか残っていなかった。
- ○現地調査を実施したのであれば、その内容を調査報告書等として文書化し、現地調査を 実施した証拠として保存すべきである。

本補助金を充当して購入した物品の転用について【監査の結果 17】

○ 枚方市交通対策協議会の主要行事で必要となる物品について、本補助金を充当して購入していたものが見受けられたが、本来、枚方市交通対策協議会補助金で購入すべきものであり、枚方交野交通安全協会補助金を充当して購入した物品を転用することは適切ではない。

枚方市交通対策協議会補助金

補助金の申請及び交付決定における双方代理について【意見67】

- ○交対協への補助金に関しては、枚方市長が交対協の会長として行った申請に対し、枚方 市長が交付決定を行っており、形式的には、枚方市長が枚方市と交対協の双方を代表す る形となっている。
- ○双方代理の問題を解消するため、交対協が補助金の交付申請を行う際、市長以外の代表 権を有する者の名義で申請するなどの対策を執る必要がある。

市職員の交対協事務局業務への従事について【意見68】

- ○交対協の事務局長には交通対策課の職員が就任しているが、職務命令として、当該業務 に従事させているとのことであり、地方公務員法第35条に基づく条例による「職務に 専念する義務の免除」としては取扱っていない。
- ○枚方市における交通事故の減少を図るという交対協の目的は、交通対策課の事務分掌のうち、「交通安全対策事業に関すること」に密接に関連する面があり、市職員としての職務に該当するとの判断については一定の合理性が認められる。その反面、補助金として支出している以上、事業の実施主体は交対協であるとの側面を重視するのであれば、「職務に専念する義務の免除」の手続きを執る必要性は高いと考えられる。
- ○近年、職員の「職務に専念する義務の免除」に関連する複数の住民訴訟や住民監査請求 が提起されている状況にも鑑み、枚方市として、市職員が任意団体の事務局業務に従事 する際の服務上の手続き等についての考え方を整理し、職員が交対協をはじめとした 任意団体の事務局業務に従事する根拠を明確化しておく必要がある。

事業計画書に記載されていない費目への補助金の充当について【意見 69】

○枚方市交通対策協議会補助金に係る決算報告書に申請時に提出された事業計画書に記載されていない費目が追加記載され、特別な手続きもなく承認されている状況が確認された。

○当該費用に関しては、当初の計画どおりイベントを実施するために必要な費用であり、 また、金額的にも軽微であることから、補助金を充当することについて問題はないが、 事業計画書に記載されていない費目の追加であり、所管課の承認の要否を客観的に判 断するため、「軽微」と判断する基準について、要綱等において明確化しておくことが 望ましい。

(12) 上下水道経営部 営業料金課

私設メーター取替事業補助金

私設メーター取替事業補助金のあり方について【意見70】

- ○本補助金については、近隣他都市における同種補助制度の存在が確認できない状況にあり、枚方市として、当該補助制度を継続するにあたっては、その根拠となる補助制度の目的を整理しておく必要があると考える。
- ○本補助制度の目的の一つとして、「戸建て住宅と集合住宅の所有者等に対する公費負担 の公平性」が挙げられているが、その目的を達成するため、他都市の事例も踏まえて、 可能な限り、枚方市の財政負担を軽減できる手段について、補助以外の手法も含め、検 討する必要がある。

協定及び要綱に基づく報告書類の一元化について【意見 71】

- ○本補助金の交付申請から交付決定に至るまでの手続きについて検証したところ、実際 の水道メーター取替えの作業が完了し、管理組合や所有者等から事業完了報告書が提 出された後、補助金交付請求書の提出が大幅に遅延しているものが散見された。
- ○補助金の審査手続きの簡略化や審査期間の短縮化の観点からも、共用給水建物に係る 使用水量に関する協定及び本補助金の要綱に基づく報告書類を一元化して整理するな ど、管理組合等が容易に理解できる形で伝達するなどの方策を検討されたい。

(13) 教育委員会 総合教育部 学校安全課

遠距離通学児童・生徒通学費補助金

学期中に通学していない期間がある場合の補助金額の算定方法について【監査の結果 18】

- ○令和元年度の本補助金の交付決定金額について検討したところ、第1学期において、支 給対象の生徒が転出し、同学期中に再度転入した生徒に係る補助金について、要綱に従 った補助金の算定が行われていなかったものが見受けられた。今後は、要綱に従って補 助金の算定を行う必要がある。
- ○要綱に規定される計算方法では支給対象の児童・生徒に不利益が生じる場合などに備 えて、例外的な計算方法について規定する条項の追加を検討する余地がある。

補助金交付申請書の様式について【意見 72】

- ○令和元年度の枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金交付申請書(2学期分)において、「8月」に○印を付けていないものが散見された。すべての生徒について夏休み期間の8月に登校日が設定されており、○印がなくても8月の交通費分を上乗せして支給しているため、形式的には申請のない補助金を交付したかにみえる恐れがある。
- ○申請書の記載時に誤解が生じないよう、申請書の様式をわかりやすく見直すとともに、 記載例を添付するなどの方策を検討することが必要である。

枚方市学校園安全共済会補助金(小)、(中)

補助金の概算払について【監査の結果19】

- ○本補助金については、補助金の全額を概算払により支払っているが、安全共済会には補助金の約3 倍にあたる繰越金があり、補助金全額を一括概算払しないと事業に支障を きたすとは到底考えられない。
- ○補助金の交付にあたっては、補助対象団体の財政状態を精査し、概算払が必要か検討する必要がある。
- ○なお、年間の補助金の約 3 倍に達する多額の繰越金を有する安全共済会に対する補助 金の支給については、廃止も視野に入れた抜本的な見直しの検討が必要である。

(14) 教育委員会 学校教育部 教育支援推進室

枚方市奨学金

支給要件の明確化について【意見73】

- ○本奨学金の支給要件である「経済的理由により修学が困難である」について、所得の上限など、具体的内容についての定めが設けられていない。
- ○応募者の公平な取扱いの観点から、支給要件である「経済的理由により修学が困難である」という基準を明確にするよう検討すべきである。

奨学生募集のしおり等の記載について【意見74】

- ○奨学生募集のしおり等において、本奨学金が返済不要の給付なのか、返済を要する貸与 なのかが何ら記載されておらず、奨学金を受給される方にとって「奨学金は返還を要し ない。」ということがわかりにくいものとなっている。
- ○少なくとも、募集のしおり及び市のホームページの同奨学金制度の説明には、「奨学金 は返還を要しない。」の旨を明記することが必要である。

以上